

月例研究会（2018年10月10日）

地方自治体の母子福祉事業と 地域福祉

藤原 千沙

本報告は、政治経済学・経済史学会 2018 年度秋季学術大会におけるパネル・ディスカッション「地域の可能性と限界を考える——歴史と現状をふまえて」で個別報告（「福祉からみた地域——母子福祉を例に」）を行うにあたり、地方自治体が国の補助事業として行っている「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を地域福祉の視点から考察したものである。

同事業は、ひとり親家庭が仕事や病気などで生活援助や子育て支援が必要な場合に家庭生活支援員が派遣される制度であり、実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市区町村である。母子家庭や父子家庭にとって、家事育児のサービスが無償あるいは軽い自己負担で利用できる制度だが、事業実績は全国 2016 年度 3,562 件と少なく、これまでに利用経験がある世帯も母子世帯 1.9%、父子世帯 2.3%とわずかである。

国が定めた福祉事業であるにもかかわらずほとんど利用されていないのは、当該事業を実施するか否かは自治体の判断であり、すべての自治体に当該事業が存在するとは限らないからである。実際、国が定める事業内容は拡充する一方で、実施自治体数は減少している。

より大きな問題は、自治体が当該事業を実施していても事実上利用できないことである。同事業の家庭生活支援員は、「支援の内容を十分実行できる者、特に母子家庭の母等の当事者を積極的に選定するよう努める」とされ、当事者

が支援員となって当事者を支える事業モデルとして 1975 年度より制度化された。これは今日の「地域共生社会」、すなわち「支え手」「受け手」の区別なく、地域住民が相互に支え合う“互助”を基盤とする事業モデルであり、当該事業の評価検証は「地域共生社会」の検討にもつながる。

本報告では、2000 年代初頭に行った自治体調査と現在行っている自治体調査を踏まえて、当該事業に関する自治体の認識と運用から地域福祉にかかわる課題を指摘した。

第一に、多くの自治体が当該事業を母子寡婦福祉団体に委託しているのは、当事者が当事者を支える互助的支援に価値を見出していることである。結果として支援員の数が限られ、派遣依頼があっても対応できないことも生じるが、自治体は事業の委託先である団体が需要や必要に対応できていない実態について把握しておらず、あるいは把握していても当事者団体が実施することに価値を見出し、問題化していない。

第二に、互助的支援に価値を置かず、派遣依頼があれば対応できる団体に当該事業を委託しようとすると、国庫補助基準（派遣単価）の低さが問題となることである。当該事業の子育て支援の派遣単価は支援員に全額渡しても最低賃金未満であり、当該事業の支援員は労働者として位置づけられていない。それゆえ自治体が支援員に賃金を支払おうとすればその財源確保について、また、あくまでボランティアとみなしてファミリーサポートセンター事業と同様に処遇しようとするれば支援そのものの質や内容について、困難が生じている。

互助的支援において「支え手」は労働者ではなく賃金が保障されないが、それは「受け手」にとっては支援を受けられる権利が保障されないことと同義であることを同事業は示している。（ふじわら・ちさ 法政大学大原社会問題研究所教授）